

Title	セイの土地所得論
Sub Title	
Author	増井, 幸雄
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1926
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.12 (1926. 12) ,p.1513(1)- 1549(37)
JaLC DOI	10.14991/001.19261201-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19261201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

店舗の新築と期として

佐藤は更に

新しき努力と

新しき營業振りと以て

塾生諸君に奉仕する覺悟で御座
います

三田四國町五番地

(豊國銀行横)

慶應御用
直輸入商

佐藤洋服店

電話高輪三三三四

制服

第一回品切第二回

オーバ

大學部見本發行

(御一報次第見本御送り致します)

いつも破格で

乞ふ他店と

嶄新な

御比較を

いつも親切で

乞ふとして

勉強な

御注文を

芝區三田四國町二ノ三(四國町通)

明治三十年慶大御用

中島洋服店

三田學會雜誌 第二十卷

第十二號

セイの土地所得論

増井幸雄

本篇は前稿「セイの資本所得論」と等しくセイの所得各論の一部を取扱ふものである。此の部分が彼れの分配理論中に於て如何なる地位を占めて居るか、又、彼れの全理論體系中に於て如何なる地位を占めて居るかに就いては、本誌本年二月號所載「セイの分配理論」を参照せられむことを望む。

J.B. Sayの分配論は、價值論を共通の基礎とし其の上に生産論と有機的關係を保たしめられて、企業者を中心として組立てられて居る。即ち、其の結構は、企業者の手に糾合せられたる各種生産要素が協力作用したる結果として生産せられたる

價值は再び企業者の手によつて是等生産要素の提供者の間に分配せられると做し、是等の提供者は自己の提供する生産要素の發揮する生産的勤勞を企業者に賣却する其の價格の形を以て此の分配額を受取る、と做すに在る。故に、土地所得も、地主が自己所有の土地によつて生産の爲めに爲さるゝ貢獻、即ち土地の生産的勤勞に對する報酬として受取るものである、とせられて居るのである。此の土地所得は、土地所有者が自ら之を利用する場合には直接に生産物中に於て他の所得と併せて取得せられ、他人に貸與し利用せしめる場合には借地料又は小作料の形で支拂を受けるのであつて、何れも英語では *rent of land* の名を以て呼ばれるを通例として居るが、Say は類語たる *rente foncière* が佛語に於ては寧ろ地主の負へる土地抵當債務の年賦拂額を意味するが故に、⁽¹⁾ 此の語を避けて、前者の場合を土地の利潤 (*Profits des fonds de terre*) と呼び、後者の場合を小作料 (*Fermage*) と呼んで居る。

(1) Say, Cours Complet d'Economie Politique Pratique, Ve Partie, ch. xxi, en note. (p. 364.)

II

Say の土地所得論は先づ土地の利潤を取扱つて居る、抑ゝ土地の利潤は何故

に支拂はるゝや。Say は其の第一の基礎を土地の生産的勤勞に在りとした。即ち、其の云ふ所に依れば、土地は之なくしては吾人に無用なるべき多數の物質を變形して吾人の使用に適當せしむるの能力を有するものであつて、技術の未だ模倣すること能はざる作用によりて、吾人を養ふ穀物・果實・野菜・建築用材又は燃料用材等を構成する養液を搾出し結合せしめる。是等總べての物の生産に於ける土地の作用は之を土地の生産的勤勞と名けるとが出来る⁽¹⁾。又、鑛山は石炭・鹽・鑛石等を含むし、吾人が毎日之から採取し、而して人間の欲望によつて或る價值を與へらるゝ生産物によつて勤勞を與へる。鑛山の生産物の價值の一部は産業と資本との勤勞によつて産出されるのであるが、土地より生ずる勤勞は土地の供給する植物培養液の生産物と同一の資格に於て所有者に要求せられるのである。又、不毛なれども建築に適する土地は是れ亦一種特有の勤勞を與へる。それは用途を有する敷地を與へ人間に住居の場所を供するのであつて、此の土地の勤勞は培養力によつて與へる勤勞と同一ではないが同種類に屬する⁽²⁾。然るに土地の與へる是等種々なる勤勞は、他の總べての生産的勤勞と同じく企業者によつて買入れられ

而して彼れの立替は企業者が其の生産物より取得する價格によつて償還せられる。土地を利用する者が土地の所有者自身なるときも等しく利用者は土地の使用に對して支拂をする。蓋し所有者自ら耕作せざる場合には之を貸貸することを得るから、自ら之を利用する場合には貸貸料を犠牲に供せざるを得ないのである。つて、此の犠牲は彼れが生産物を販賣する瞬間に償還せられる立替たるのである。土地の與へる生産的勤勞之こそ土地所得の第一基礎たるものであると云ふのである。

(1) Traité d'Économie Politique, Liv. II, Ch. IX, § 1. (Ve Ed, vol. II, p. 345)

(2) Cours Complet d'Économie Politique Pratique, Ve Partie, ch. xviii. (Edition à Bruxelles, p. 355)

(3) Traité, loc. cit. (p. 348)

(4) Ibid. (p. 345)

III

然るに Say の當時に於ては、土地の生産的勤勞を唯一の生産的勤勞と見做すフィジオクラートの一派は既に其の影を潜めたけれども、反對に勞働のみ獨り生産力ありと做して土地の生産的勤勞を否認するの所論は可なり盛んに行はれて居た。

故に彼れは、順序として先づ前者の誤謬を指摘したる後、後者の非理を論じて居るのであつて、土地の生産的勤勞を否認する所論の典型的なものとして、Commutaire sur l'Esprit des Lois de Montesquieu, 1819. 中に現はれたる Desmitt de Tracy の所説を引用し駁撃して居る。即ち de Tracy の云ふ所によれば、吾人一切の財富は吾人の能力より成る。是等能力の使用即ち勞働はそれ自身に本源的・自然的・必然的の價値を有する唯一の富であつて、それが其の適用せらるゝ物に價値を移すのであるとせられるが、Say は、「勞働はそれ自身に本源的・必然的の價値を有する唯一の富にあらず。茲に問題とせられ居るは人間の勞働なるが、土地の勞働も動物及び機械の勞働も亦等しく價値を有する」と駁して居る。又 de Tracy は、「十八世紀の經濟學者は、農業に於ては自然より與へらるゝ眞實無償の贈物ありと信じ、之を喚起する勞働のみを生産的なりと信じて、毫も一束の麻と一卷の布との間には一樹の麻實と一束の麻との間に於けると同一の距離あること、此の距離は全く同種類にして常に價値移讓に用ひらるゝ勞働なることに注意する所なかりき」と論じて居るが、Say は之に對しては、此の所論はフィジオクラートの誤謬を指摘するの點に於て

は正しきも、土地の協力中に何等無償のものなしと主張する點に於て誤れりと做し、土地は無償で地主に生産的勤勞を與へ、地主は之を小作人に委するに當つては之に支拂をなさしめ、小作人は又消費者をして之を支拂はしめるのであるから、一束の麻の消費者は耕作者の勤勞に對すると等しく土地の作用に對して支拂ふのである、と論ずる。又、de Tracy は Say を評して、「土地を一個の機械に外ならずと斷言しつゝ、而も土地をば全く特殊の性質を有する財と見做し、其の生産的勤勞を道具の效用と異なるものと見做し、小作料を貸付資本利子と異なるものと見做し、土地の利潤を目して土地の效用より生ずると明言する。Say の見方は、混亂的・詭辯的にして、是等の事物に就いて專斷的・不統一的の意見以上のものを持つこと能はず」と云つて居るが、之に對して Say は「土地の協力を得むが爲めに支拂はるゝ所のものは……之によつて生産さるゝ效用の分量の尺度を與へるものである」と立論する旨を述べ、其の理由として、若し畑の協力が「生産物を獲得する爲めに勤勞と等しく必要であり、それが、生産物獲得の一層經濟的な方法である」とせば、而して又若し生産物を買ふ消費者が之に要せし全生産費を償還せむとするに足るほ

ごの效用を其の中に發見するにせば、之より推論して、其の支拂が生産費を構成するが如き諸勤勞は皆生産的なりと結論し得ざるの理由なし、と云つて居る。斯くして Say は「勤勞のみが獨り生産するにあらず、故に物の時價中には、其の創造に協力せし勤勞の價値を超過する價値部分あり」と云つて、此の超過價値部分は少なくとも一部は土地の協力の成果である、と做して居るのである。

(1) 右に引用せし De Tracy 及び Say の意見は總べて之を Cours, Le Partie, ch. II. (p. 100-102) より採る。

四

土地の生産的勤勞を否認するの說として Say の目に著いたものは、單に de Tracy の所說の如くに勤勞のみ生産力ありと論ずるもののみではない。土地自身には何等の價値なし、土地は開拓によつてのみ價値あり、土地の利潤は實は投入資本の利子のみ、と做して、地主は土地そのものには毫も負ふ所なきものである、と論ずるの說も亦その一つであつた。此の種の說を主張する者の云ふ所は、人が資本と土地とを有する場合には先づ開拓・改良・農舍建築等が幾何を齎らし得べきやを計算

し、此の所産が投入資本の利子を齎らすとせば、假令それが普通の利子以上に出でずとも元來頗る確實なるものなるが故に敢て此の投資を行はむと決心するのであつて、何れの時代に於ても人は所得を資本の利子としてのみ考へるものであり、又土地そのものを固定資本としてのみ考へるものである、と云ふに在る。然るに Say は、此の意見は頗る巧妙なる推理ではあるが、それが幾何かの根據を有し得るのは、僅かに、資本及び産業の附する價格と獨立して需要が價值を高めるの作用が行はれない場合に限られると斷じ、一度社會の需要が投資の價值と固定資本の利子とを超過する程の價格を生産物に支拂はむとするの程度に達する場合には、地主は忽ち其の権利を利用し自己の要具の協力に對する價格を要求し取得するに至ること、例へば、都市の膨脹に際して擴張地域中に包含せられたる土地の所有者は絶對に不毛の土地なりとも之を賣却又は賃貸し得るに至るが如き次第であつて、事茲に至らば、土地所有者は之より單に投資額の償還又は之に對する利子を受取るのみに満足しないであらう、と應じ、斯くして、社會の欲望が土地の生産的勤勞の協力を要求するに至る場合には土地の生産的勤勞のみより生ずる生産物が存

在するのであり、是等の能力が或る場合に生産せざることもありといふことからそれは何れの場合にも生産的たらずとの結論は生じて來ない、⁽⁹⁾と論じて居るのである。

(2) 此の一段は Cours, IIe Partie, ch. II. (p. 104.) より採る。

Say に於ては、土地はそれ自ら價值の創造に協力するものであるといふ一事は争ふべからざる眞理として考へられて居る。彼れに「土地が人間の勞働なくして生産的なりや否やの問題は疑問の材料とはなり難し。肯定論を争ひ得るは言葉の濫用に依つてのみ」⁽¹⁰⁾と云へるが如き言あるはそれ自身は彼れの云はむと欲する所のものゝ限界を超えて極端に走つて居るの缺點ありとは云へ、偶々右の點を力說せむが爲めの筆勢の飛沫と認むべきものである。蓋し彼れ自身は決して土地のみにて價值を生ずるの作用行はるとは考へて居ないからである。

(3) Cours, IIe Partie, ch. II. (p. 106.)

(五)

Say が土地所得の第一基礎を土地の生産的勤勞に在りと做したことは右の如

くであるが、更に之と相並んで其の第二の基礎と認められたものがある。彼れ自らは此の點を第二の基礎なりと明言はして居らないが、而も所説の内容から推せば斯く思惟し居たりと判断せざるを得ないものがある。それは、土地の所有といふ排外的占有の事實に外ならない。彼れは土地所得を論ずる *Tracts* 第二篇第九章の劈頭に於て、土地の生産的勤勞を目して土地の利潤の發生の第一基礎なりと斷じたる直後に所有權の效用を述べて居るが、其の一段中に於て「若し予以外の者にして予と同じ土地を使用するの權利を有すせば、予の土地に投入する資本と勞働とは全く失はるゝこととなる。予の敢て危険を冒して投資を行ふあらむが爲めには、其の結果を予の享受し得るの保證あるを要す」と云つて居る。又、土地の生産力に關する諸説を論評する *Cohes* 第二篇第二章の終に於ては、「人間にとりて土地の生産的勤勞より效用生ず。之に對して支拂を爲すの必要な場合には、此の效用は自然的の富となり得るも、而も土地は占有によりてのみ其の全力を發揮するを得るものにして、其の結果として此の效用の生産は支拂を要する富、從つて社會的の富となる」と云つて居る。Say が、土地のそれ自身に有する生産的能力は所

有權があつて始めて發揮せられて生産的勤勞として實現せられ得べく、斯くして始めて土地の利潤が興へられ得る、と做すものたることは、是等の引用によつても窺ひ得られる。

(1) *Traité, Liv. II, ch. 9, § 1. (p. 347.)*(2) *Cours, IIe Partie, ch. II. (p. 106.)*

加之、Say が獨占を土地の利潤の發生の一基礎と考へて居たことは、彼れが、土地の利潤を目して獨占と無關係なりと做すの説を駁して居ることに依つて確かめられる。彼れは、先づ第一に、McCulloch が、地代の根據たる原則は獨占價格の根據たる原則と異なることを引用して之に反對して居るのであつて、トケー酒を生産する土地の所有者は McCulloch の云ふが如く獨占を享受するものなることを認めて居るが、小麥耕作地の所有者が土地の作用の結果たる生産物を取得するの一種の獨占行使に外ならずと做し、前者の場合に競争の程度一層僅少なるの一事を除いては兩者の間に何等相違する所なしと云ふも差支なしと云つて居る。⁽³⁾更に彼れは、地代發生の原因として Malthus が三個の點⁽⁴⁾を擧げて居る中の第一の

點、即ち地代の原因は土地が之を耕作する人々を養ふに要する以上の食料品を供給する力を有するの事實中に在りと做したる言を引用して、Malthusの此の説も土地利潤を獨占の結果と見做すの説を破壊することなしと評し、土地は假令普通のものでも耕作の要求する立替投資以上のものを生産することは疑ないが、此の過剩額を地主が取得するのも又小作料を受取つて之を小作人に譲渡するのも共に排他的特權に基づくに外ならない」と云つて居るのである。

(3) Cours, Ve Partie, ch. xv. (p. 363.)

(e) Malthus, An Inquiry into the Nature and Progress of Rent, p. 8.

(4) Cours, IIe Partie, ch. II. (p. 105-6.)

併しながら、Sayは、土地所有者の排外的所有即ち獨占は單に生産を可能ならしめるの作用を行ふに過ぎないのであつて、決して地主が他人の利益を殺ぐの作用を行ふものでない、と主張して居る。即ち云ふ。「小麥中には土地の協力なくしては決して産業の創造することを得ざる效用存す。故に、賣手は小麥を消費者に賣ることによりて消費者の財囊より貢賦を徴するにはあらず。賣手は消費者の貨

幣に對して效用即ち正當なる所得の淵源を與ふるなり。此の效用は、若し耕地にして何人にも屬せず小作人にして小作料を支拂ふことなしせば無償にて消費者に引渡さるべきも、斯くの如き假定は何等現實の場合を表はすことを得ず。蓋し耕作者は所有者なき土地を耕さむとして互に他人と争ふべく、耕地は荒蕪の狀態に止まるべきを以てなり。故に、土地所有者は吾人をして小麥を所有するを得しむるに協力することなるものにして、彼れは勤勞を與ふるときなる。其の勤勞が彼れにとりて便宜容易なるものたることは予と雖も之を認むるも、而も吾人は彼れなくしては濟ますこと能はず、土地所有者なくんば吾人は農業生産物を一層廉價に買ふこと能はざらむ」と。

此の故に Say は、Smith の註釋者たる Buchanan が土地利潤を目して社會の法律が地主に附與する獨占の結果たりと指摘したる點に於ては彼れを賞揚して居るが、而も彼れが之より推論して、此の獨占なくんば小麥は一層廉價ならむと論ずる點に於ては彼れを攻撃して居る。Buchanan の所説は、土地の利潤を生せしむる高き價格は農産物を賣る所有者を富ましむると同時に之を買ふ消費者を同じ割合を

以て貧しからしめるものである。土地の利潤を構成すべきものを消費者が支拂ふに用ふる所得は生産物の買入以前に消費者の手中に存する。若し生産物にして一層低廉ならば、即ち若し土地の利潤を支拂ふの必要なしとせば、此の過剰價值は消費者の手中に止まるであらうと云ふに在る。此の説に依れば、地主の獨占は消費者の負擔に於て生産費を増大せしめるの權利を地主に與へるに止まることにならるのであるが、Sayは斯かる見解には賛成して居らない。蓋し、彼れの考ふる所に依れば、「單に或る價值を一の財囊より他の財囊に移らしむるに過ぎざる獨占は商品に何等の效用をも附加しない。併し、地主が土地でふ要具によつて行ふ作用は之とは異なる。此の要具は、小麥を構成する諸材料を一の状態に於て受取つて之を他の状態に變へるのである。土地の作用は一の化學的作業であつて、其の結果として小麥の材料に對し之をして始めて人間の食料に適せしむるが如き一の變化を生ずる。故に土地は效用を生ずる。土地が利潤又は小作料の形で此の效用に對して地主に支拂はしめるべきとき、それは消費者の彼れに支拂ふものと交換に何物をも消費者に與ふるべきなくしてはならない。土地は消費者に對し生産された

る效用を與へる、土地は此の效用を生産することによつて勞働と等しく生産的なのである」とせられて居るからである。(6)

(5) Cours, *Le Partie*, ch. II. (p. 106.)

(6) Cours, *Le Partie*, ch. II. (p. 105.)

斯くして Say は土地の利潤は正當なる所得なりと云ひ、地主を以て單なる獨占のみに依る不勞所得者にあらずと做して、之を一個の生産者と認めて居るのである。蓋し、彼れの説によれば、生産的勤勞を與へるものは生産基本そのものであるが、之が所有者たる者は其の代表者である。従つて、産業者をば其の勞働の取得せしめる利潤額の程度に於て生産者と見做すと同様に、地主をば其の土地によつて取得する利潤の高の程度に於て生産者と見做すべきものであるとせられて居るからである。(7)

(7) Cours, *Ve Partie*, ch. XVIII. en note (p. 355.)

六

以上述べた所から見れば、土地利潤の根據に關する Say の所説は、要するに、土地

の有する生産的能力が土地の所有てふ獨占の事實によつて發揮せしめられて生産的勤勞となるが故に、之に對する報酬として所有者たる地主が所得を收めるに至ると云ふに在るのである。

然るに、茲に土地とは抑々天然の儘の土地を指すか、將た又人工を加へられたる否とを問はず現状の下に於ける土地を指すか。Smithが其の地代論に於て論ずる所は、時として資本と無關係なる土地そのものより生ずる収益たるが如くなるも、而も彼れは概ね土地使用の報酬として地主に支拂はるゝものを論じて居るから、其の謂ふ所の土地とは概ね現状の下に於ける土地を指して居ることになる。Ricardoは之に反して「地代とは土地の生産物中、固有不可壞の地力の使用に對して地主に支拂はるゝ部分を云ふ」と明言して、資本と無關係なる土地そのもの、何等人工を加へざる原始の土地、若し人工を加へたりとせば其の中で人工に基づかざる部分のみに就いて論じて居る。Smithは此の間に在つて何れの見解を採つて居るか。此の點に就いては、彼れは未だ是等二つの見方を對照して其の中の一方を選ぶの舉に出でゝ居ない。又其の所論は何等の議論をも要せず何等の異議をも容

れ難き程に明確なる態度を以て其の中の何れに與みするやを示して居ないのであるが、大體を總括して見れば、其の謂ふ所の土地とは現状の下に於ける土地を指して云ふものであると論斷せざるを得ないのである。

Ricardoが地代の對象たる土地をば資本と無關係なる原始的部分のみに限つて居るのは、土地と資本との混同、地代と利子との混同を避けむとするの目的から來て居る。Ricardoは云ふ。「地代なる語は通俗の用語に於ては年々農夫より地主に支拂はるゝ如何なる物にも適用せらる。若し面積も自然的豊度も相等しき隣接せる二個所の耕地の中、一は總べての農業用建築物の便宜を有する外に排水も施肥も適當に行はれ、生垣・垣・圍壁等によりて便宜に區劃を施されあるに反して、他は何等斯くの如き便益を有せずせば、自ら一方の使用に對しては他方の使用に對してよりも多大の報償支拂はるべし。而も何れの場合に於ても此の報償は地代と稱せらる。されど、改良せられたる耕地に對して年々支拂はるゝ貨幣の一部分のみが固有不可壞なる地力に對して與へらるゝものにして、其の他の部分は土地の品質の改善及び生産物の保存に必要な建築物の建設に用ひられたる資本の

使用に對して支拂はるゝものたること明かなり」の如し。彼等は、借地人から地主に支拂はるゝものゝ中から、投下資本に對する利子たる部分を控除して、純乎たる土地そのものに對する報酬に就いて論ぜむが爲めに、農業用の建物及び垣の如く破壊し轉置し得るものは勿論、進んで灌漑施肥等に投入せられたる費用をも之を資本と認めて之を土地利潤の源泉たらずとするのである。

然るに *Smith* は、土地改良が元來は資本の投下たることを認むるも、既に一度投下されたる以上は最早土地と不可分的に結合して之と同一體を成せるものと見做し、改善されたる土地も自然の儘の土地も等しく之を土地と見て、それを土地利潤の對象たるものとして居るのである。彼等は *Faith* に於て云ふ。「土地の(生産的)勤勞の供給量及び流通量を眞に變動せしむるものは開墾新規に耕作に附せらるる土地、又は生産物の増加を來せる土地なり。貯蓄及び資本は土地の改良なる手段によりて土地に變形し、土地の有する一切の利益と一切の不利益とに均霑す。家屋及び不可動的に固定せしめられたる一切の資本に就いても同様に云ふことを得む。是等は資本の性質を失つて土地の性質を取得するものにして、一國の資

本の一部を破壊するも其の土地を擴大せしむ」の如し。尤も、*Cours* 中には一見此の言に裏切るが如き一二の言説あることは事實である。例へば、土地改良の利潤を論ずる同書第五部第十九章に於て、其の劈頭に「土地の生産力に就いて予の云へる所は、殆んど常に土地に散布せられ居れる改良の附加し得る一切のものを除外して土地そのものゝ力及び作用に就いてのみ云はむとしたるものなり」の如しと云へるが如き、或は「是等の改良には無数の種類あり……是等は總べて資本なり」の如しと云へるが如き、或は「今吾人の茲に土地改良と呼ぶ此の資本價值は人間の創造に係るものなるが故に一切の資本と同様に破壊せられ得べし……是れ、土地と土地改良に固定せられたる資本とを分つ特質なりと信ず。猶ほ、改良も土地も共に年々の生産物を生じ、共に貸され、共に賣られ、通常の用法に於ては永久に混同せらる。小作人は、多くの場合に於ては、自ら農地の借地料と同時に資本の利子を支拂ひつゝあるものなることを知ることなし。されど彼れが是等兩者を支拂ひつゝあるものなることは争ひ難き所なり」の如しと云へるが如きは即ち是れである。併しながら、是等の言説は決して彼れが土地所得の對象たる土地を自然の儘の土地に限る

の意思を表明せるものにあらざることは、彼れが右の最後の引用文の終りに添えたる附註に於て「此の理由なくんば予は土地改良の利潤をば資本の利潤と同列に置くべけむ」と云つて居ることに徴し、又彼れが土地改良の利潤を資本利子と併論せずして之を土地所得と併論して居ることに徴して明かである。彼れは一方では、純理上は土地と資本とを分つべきものと認めつゝも、實際上に於ては兩者は分離せられ難く又區別して考へられて居らざるが爲めに、資本による改善の有無に拘らず現状の下に於ける土地を以て土地利潤の對象としたものであると解せられる。而して他方に於ては、現に何等の改良をも加へられ居らざる自然の儘の土地は極めて少ないから、⁽⁶⁾ 大部分の土地に就いて論じ得られるやうに現状の下に於ける土地を所論の對象としたものと考へられるのである。

- (1) Smith, *Wealth of Nations*, Bk. I, Ch. VI, VIII, XI (Cannan's edition, Vol. I, p. 67, 51, 145, etc.)
- (2) Ricardo, *Principles*, ch. II (Gonner's Edition, p. 44.)
- (3) Ricardo, *loc. cit.* (p. 44-5.)
- (4) *Traité*, Liv. II, ch. IX, § 1. (p. 352-3.)
- (5) *Cours, Ve Partie*, ch. XIX. (p. 388.)

(6) *Ibid.* p. (358-9.)(7) (8) *Ibid.* p. (359.)

七

以上述べた所によつて、土地所得の性質に關する Say の考は、現状の下に於ける土地の有する生産能力が土地所有てふ獨占の保證の下に發揮せられて生産的勤勞となるから、土地の代表者たる地主が其の報酬として土地所得を收受するのである、とすることに明かにした。轉じて、此の土地所得が如何にして現實に支拂はれ收受せらるゝに至るか、の點に就いての Say の所見を窺はう。

Say の所説によれば、凡そ所得は、生産的勤勞が社會の需要に鑑みたる企業者によつて評價せられて、結局價格の構成要素とせらるべき豫想の下に豫じめ支出せられるから、各種生産要素の提供者の收得する所となる、とせられる。従つて、土地の利潤てふ所得も、土地の生産的勤勞に對する社會の需要が、此の勤勞に對する企業者の立替支出も結局消費者によつて償還せられる程に強大となつた場合に於て始めて企業者から評價せられ支拂はれて地主の收得する所となる、と説明せら

れる。即ち Say は、土地利潤の發生は、時間的に云へば土地の生産的勤勞に對する需要が増加した場合に之に基づいて生ずる、とするのであつて、之は實は、各種所得項目を各種生産的勤勞の價格と見做すの立場から、一般に價值に關する彼れの所説を土地の場合に應用したものに過ぎないのである。此の説明方法は、土地利潤の發生に關する Ricardo 流の説明方法とは趣を異にして居る。

Ricardo は、土地の利用は優等地から始まるが、優等地のみが利用せられて居る間は未だ地代を生ぜず、農産物の需要増加し價格騰貴して次位の耕地が利用せらるるに及んで始めて前者と後者との間に於ける生産量の相違額だけが前者に對する地代として支拂はれる⁽¹⁾と説明し、地代は比較的優等地にのみ發生するものであり、而してそれは劣等地の利用が原因となつて發生するものである、と説く。此の所謂差額地代説は英國に於ては多大の信奉者を得たのであつて、McCulloch の如きは、Ricardo の地代説の發表は富の分配の學問に於ける最も重要且つ根本的な発見にして經濟學の歴史に於て記憶すべき一新紀元を劃せるものなりとさへ激賞した程である。⁽²⁾併しながら、Say は差額の思想に立脚して地代の發生を説く

Ricardo 流の説明方法には共鳴を感じて居らない。彼れは、Traité に於て Ricardo の所説の要旨を引用したる後、之を評して、優良地に地代を生ずるは劣等地の耕作に基づくにあらずして、社會の需要及び其の支拂はむとする價格の増進に外ならず、と云ひ、優良地の地代の原因を劣等地の耕作の事實に在りとするは適當なる表現方法にあらずと云つて居る。⁽³⁾又彼れは、Cours に於ては、此の差額思想の代表者として Smith 『國富論』の註釋中に現はれたる McCulloch の所説を批評して、何故に差額〔土地生産物に關する費用の不同〕が地代の眞實有效なる原因たり得るやを了解すること能はずと云ひ、⁽⁴⁾更に McCulloch が同じ思想を表はすに用ひたる他の表現方法、即ち農業に使用せられたる全資本中には何等土地の利潤を與へざる部分あり、土地の利潤の眞の基礎は茲に在り、と云へるを捉へて、或る場合に於ける利潤の不存在が果して他の場合に於ける利潤存在の原因たり得べきや、と評して居る。⁽⁵⁾加之、Say は等しく差額學説に反對する Malthus を援用して居るのであつて、Malthus が新なる土地を耕作に附するときは舊來の土地の借地料の騰貴を來さざるべきやの間に答へて、生産物が生産費に比較して高價となるこそが小作料騰貴の原因

なるも、此の高價となることが先づ發生し然る後に劣悪の耕作を見るに至るなり、小作料の騰貴を來すは劣悪地の耕作にあらず」と云へる旨を記し居れるは正當なりとしなければならぬと述べ、以て自説を確かめて居るのである。

- (1) Ricardo, Principles, ch. II. (Gonner's ed. pp. 46 ff.)
- (2) Traité, Liv. II, ch. IX, § 1. (Tome II, p. 358.)
- (3) Ibid. (p. 357.)
- (4) Ibid.
- (5) Cours, Ve Partie, ch. xx. (p. 362.)
- (6) Ibid. (p. 363.)
- (7) Ibid.

思ふに、地代の發生増加を土地の豊度の相違によつて説明する差額地代説が英國に於てRicardoを始めとして多數の學者の説く所となつたことに就いては時世の影響が少なからず與つて力がある。Ricardo, Sir Edward West, Robert Torrensその他學者が差額地代説を公にしたのは千八百十五年の事であるが、此の年は恰かも其の前半に於て、戰爭中に新に耕作に附せられたる劣等地の耕作外に驅逐せらる

るを防ぎ戰時に騰貴したる舊耕地の地代の低落するを防がむが爲めに穀物法案が議會に於て辯護せられて居つた時である。學者が優等地の地代の發生増加と劣等地の新規耕作との二現象を關聯せしめるとは頗る當然な事柄であつたと云はなければならぬ。併しSayは、此の時事問題の渦中から遠ざかつて居つた爲めに之に眩惑されるとなくして、能く地代を一般價格の一應用として説くを得たのである。勿論Sayの見る所を以てしても、地代の發生と劣等地の耕作との間に並行關係あることは否認され得ない所であつた。蓋し、欲望の増進や穀物價格の騰貴は劣等地耕作の前提であり、而して此のことはRicardo等も認めて居た所であるからである。唯、Sayは地代の發生原因を豊度の相違と云ふが如き自然的原因に求めることを欲せずして、之を欲望増進價格騰貴てふ社會現象によつて説明せむことを選んだのみである。彼れはRicardo流の差額地代説を根本から誤れりとするのではない。唯、二様の見方ある中でRicardoと異なる一方を選んだと云ふに過ぎない。此の事は彼れがRicardoによつて此の點に關して起されたる反對論は言葉の争に外ならず」と云つたことに徴しても、又彼れが別の個所に於て地代

の發生に關する Ricardo の説明を紹介したる後に「事實を斯くの如くに叙述するは正確なり、事物は斯くの如くに生ずるなり、唯、それは久しき以前より Adam Smith によりて指摘され居たる所にして何等新規なるものなきのみ」と云つて居ることに徴しても知り得られる所である。

(8) Cannan, Theories of Production and Distribution, Third ed., p. 320.

(9) Traité, Liv. II, ch. IX, § 1. (p. 358.)

(10) Cours, II^e Partie, ch. II. (p. 102.)

八

地代に關しては Ricardo 以來世人の注目を惹いた一個の論點がある。それは、地代と生産物の價格との關係如何、地代は生産費の構成部分たるや否や、といふとである。Ricardo は地代發生の説明から一の推論を抜き出して次の如く云ふ「若し小麥の高價にして地代の結果たり其の原因たらずとせば、地代の高低に従つて價格は或は高く或は低かるべし、而して地代は價格の一部を構成せむ。されど、最も多量の勞働によりて生産せられたる小麥が小麥價格を支配す、従つて地代は小麥

價格の一部を成さず、それは決して一部を成し得ず」と。而して彼れは脚註に於て附言して、此の原理は予の見る所によれば經濟學に於て云ふまでもなく最も重要なものなり、と云つて居る。⁽⁸⁾ 然るに Say は、此の問題は世人の論議の題目となつたものであるから之に觸れずに済ますを得ないのであるが、而もそれは純然たる抽象の問題に過ぎずして其の解決は實際には何等の影響をも與へない、之より引き出し得るものは別個の抽象に外ならない⁽⁹⁾と述べて居つて、此の問題には興味を感じて居らないやうに見受けられる。蓋し、Say によれば、地代はそれが價格の一部を構成し得る時に至つて始めて支拂はれるものとせられて居るから、此の問題は彼れにとつては明白當然な事柄としか考へられないからである。即ち彼れは「地代、又は通例地代を代表する小作料は、生産費の一部を成す、従つて他の生産費と同様に物の價格の一部を成す」と斷言して居る⁽¹⁰⁾。而して之を説明して、或る個所に於ては「吾人に必要なる生産物を享受せむが爲めに吾人の感ずる困難は物の價格を高からしむ……故に是等の困難に打ち克ちたる人々は、其の結果たる生産物を吾人に讓渡すると、吾人が之と交換に等量の困難の克服ありたる生産物を

與ふる場合に限らる、…生産費が價格の一部を成すと云ふは此の意味に於てなり⁽⁶⁾と云ひ、又他の個所に於ては「土地の占有は土地に對して有用なる性質を與ふ、然るに土地の所有者が支拂を受くるは此の性質の使用に對してなり、其の結果として生産の費用を生ずるも、此の費用は之を必要にして、缺くべからざるものと呼ぶことを得べし、而して必要な生産の費用は生産物の價格の最低限度なるが故に、土地の利潤は此の價格の必然的の一部なり、⁽⁶⁾と云つて居るのである。

(1) Ricardo, Principles, ch. II. (Gonner's ed. p. 55.)

(2)(3)(4) Cours, 2e Partie, ch. II. (p. 103-4.)

(5) Traité, Liv. II, ch. IX, § 1. (p. 361-2.)

併し、茲に注意すべきは、Sayは土地の利潤は生産費たり價格の構成分子たりと云ふも、それは決して土地の利潤を價格の原因なりとするのではない、といふことである。生産費が價格の原因たるにあらず、價格の原因は欲望中に在り、とすることは彼れの價值論の原則である。従つて、土地の利潤は生産費であるとは云ふも、價格の原因であるとは云はない。唯、既に高まつた價格を構成するの一分子とし

て其の中に入り込むと云ふに過ぎないのである。故に、彼れはRicardoが地代は小麦に對する欲望増進従つて價格騰貴の原因たらずして結果なりと做せることに賛成して居るが如くであるが、而も地代を生産費の一部たらず價格の構成分子たらずとするの非理を感じて、「Ricardoが地代は欲望の結果たることを立證せむとして拉し來れる理由⁽⁶⁾は、彼れの意思に反して、他の生産費、特に労働の賃銀も更に多く價格の原因たらずして其の結果たることを立證するに役立つ得」と云つて居るのである。

(6) Ricardoの示した理由と云ふのは次の如くである。「原料品は大多數の貨物の構成分子たるも、此の原料品の價值は、小麦と同じく、土地に最後に使用せられて地代を支拂はざる資本部分の生産力によりて定まる、故に地代は貨物の價格の構成分子たらず」。

九

土地の利潤の分量が土地によつて相違するの事實は何人も確認する所である。Sayも「優良なる一アルパンの葡萄園は劣悪なる一アルパンの葡萄園の十倍・百倍の利潤を與へる」と云ひ、「土地の買入價格と土地の利潤との比較即ち土地の利廻

り (rente de la terre) を見れば優良地と劣悪地との間に相違はないが、今問題とする面積と利潤との割合を見れば、何れの國にも土地によつて何等の利潤を生ぜざるもの^(a)から多大の利潤を生ずるものに至るまで其の間に多大の相違がある^(b)と云つて居る。然らば、此の相違は如何にして生ずるか、各々の土地の利潤の高は如何にして定まるか。Ricardo は、各々の土地の地代は、此の土地に於ける生産額と現に耕作されて居る中の最も劣悪なる土地に於ける生産額との差に等しと説明して居るが、土地の利潤を土地の生産的勤勞に對する價格と見て居る Say は、之を需要供給の關係で定まると説明して居る。曰く「此の土地の生産的勤勞は、他の一切の勤勞と同じく、又人間に有用なる一切の物件と同じく、需要多く供給少きは益々高く支拂はる^(c)と。又曰く「土地を圍繞する事情、即ち其の生産物に對する需要は無限に變動す。土地の品質も亦その位置の異なるに従つて相違あり。従つて、各種の品質に就いてそれ^(d)異なる需要と供給とを生ず。一度或る事情の下に葡萄酒に對して或る需要を生じたりとせば、此の需要の程度は葡萄酒製造に必要な土地の勤勞に對する需要の一基礎となる、而して此の耕作に適する土地の面

積は此の土地の勤勞の供給量を構成す。若し優良なる葡萄酒の生産に適する土地が其の面積に於て頗る限られたりとせば、而して是等葡萄酒の需要頗る大なりとせば、是等の土地の利潤は巨額に上らむ^(e)と。

- (1) Traité, Livre II, ch. IX, § 1. (p. 348)
- (2) Say は、嘗て Ricardo の『經濟及び課税の原理』の佛譯に添へたる註釋中に於ては無地代の耕地ある^(f)となしとの意見を述べて居るが (Ricardo, Principles, ch. XXXII, en note. Conner's edition, p. 406. 參照) 後の Traité 諸版に於ては意見を改め、之に投せらるゝ資本と勤勞との價はるゝ限り、何等の利潤を與へざる土地も猶ほ耕作せられ得べしと云つて居る。但し斯かる土地に對しては借地人を發見することなかるべきが故に、之を耕作する者は所有者自身なるを通例とす^(g)と做して居る。(Traité, Liv. II, ch. IX, § 1. (p. 354))
- (3) Traité, loc. cit. (p. 349)
- (4) Cours, Ve Partie, ch. XVIII. (p. 355)
- (5) Traité, loc. cit. (p. 353-4)

勿論、土地の利潤の高を土地の生産的勤勞の需要供給關係によつて説明する Say に於ても、豊度の差が此の利潤の差を生ぜしめるの原因たることは否認されずは居ない。彼れは「各々の土地の間に存する豊度及び品質の差に従つて種々の

土地より大小不同の利潤が取得せられる⁽¹⁰⁾と云ひ、或る土地を或る特殊の生産に適せしめる自然的の事情は自然の命ずる特典であつて、土地の豊度と等しい⁽¹¹⁾と云つて居る。又、位置の利便が土地の利潤の相違を生ぜしめるの原因たることも承認されて居る。彼れは「土地の生産物が遠方から来るほど益々多額の生産費を負擔しなければならぬ、遠隔は不毛と同一である⁽¹²⁾」と云ひ、「運送費は生産費である⁽¹³⁾」と云ひ、「消費者少く交通不便なる地方の地主は之より僅少なる貸地料を取得するに過ぎないが、若し川又は運河を附近に開設し又は之を交通に便ならしめば之より多大の貸地料を取得し得るであらう、若し附近に都市が建設され此の都市が彼れの土地を包含するほどに擴大せらるれば更に大なる貸地料を取得するに至るであらう⁽¹⁴⁾」と云つて居る。更に彼れは、偶然の事情が土地の利潤を高めることあるを認めて居るのであつて「特殊の用途の爲めに土地例へば鑛山石材切出地等に對して世間が多大の欲望を感じて居る場合には、地主が有利なる機會を捉へるだけの能力と幸運とを有する限り、右の事情は地主の利益となる⁽¹⁵⁾」と云つて居る。併しながら、是等一切の事情は Say に於ては總べて需要又は供給の中に包括

せしめられ又は需要供給關係なるもの、中に要約せられて居るのである。⁽¹⁶⁾即ち、彼れは地主の所得の高に關する多端なる叙述を要約して云ふ。「地主の所得は、彼れが土地を自ら耕すと將た又之より取得せらるる利潤を小作人に委譲することを問はず、此の土地が肥沃となるほど、又之を相手とする消費者の多數となり富裕となるほど、益々多額に上るものなりと信ず⁽¹⁷⁾」と。

(6) Traité, loc. cit. (p. 348.)

(7) Cours, Ve Partie, ch. XVIII. (p. 356.)

(8) Ibid.

(9) loc. cit. (p. 357.)

(10) loc. cit. (p. 356-7.)

(11) loc. cit. (p. 356.)

(12) 例へば、豊度の點に就いて見れば、土地が豊饒なれば土地の生産的勤勞の全供給量中に於て此の土地の供給する部分の占める割合が比較的大きなるから、不毛にして此の勤勞を提供すること僅少なる瘠地よりも同一面積に對して一層多大の利潤を生ずることを考へられて居るものと解せられる。

(13) Cours, loc. cit. (p. 358.)

十

地主は、土地を自ら利用せずして之を他人に貸與し利用せしめる場合には、之より幾何の所得を收め得るか Say は、原則として地主は土地の利潤と同額の小作料又は借地料を收受し得るゝとする。曰く、小作料は一般に土地の利潤の最高額の限度に定まる。(1) 「土地の利潤が幾何たるを問はず、小作料は永久的に右の高に接近す(2)。」

(1) Traité, Liv. II, ch. IX § 2. (p. 363.)

(2) Cours, Ve Partie, ch. XXI. (p. 364.)

今その理由を考ふるに、元來小作人は耕作を自己の計算及び危険に於てする農業上の企業者であつて、他の一切の企業者が要具たる資本の使用に利子を支拂ふと同じく、其の要具の使用に對して支拂を爲す(3)ものであるが、元來農業的企業は一切の事情を斟酌するときは資本を要すること最も少なきものなるが爲めに之に従事し得る者の數は他の何れの産業に於けるよりも大であつて、土地に對する需要は最も大であるに反し、耕作し得べき土地の分量には一國全體に就いても一

地方に就いても制限がある、従つて國廣く耕作久しき國に於ては土地は小作人に對して一種の獨占の作用を行つて居る。故に、地主と小作人との間に結ばるゝ取引は常に地主にとつて出來得る限り有利である。若し、小作人に於て小作料を支拂つた上に更に自己の資本の利子と勞働の賃銀とを超過する収益を得るが如き土地ありとせば、此の土地は耀り上げられる。假令、或る地主の寛大により、其の住居の遠隔なるにより、其の農業上の知識の缺如により、或は小作人の無知無謀によつて、時として小作料の高が土地の利潤の高と異なる高に定められるとしても、是等偶然の事情の影響は其の事情の存續する間だけ存續するに過ぎずして、結局は事物の性質の作用によつて兩者は一致するに至る(4)と云ふのである。

(3) Cours, Ibid.

(4) Traité, Ibid. (p. 363-5.)

既に小作料にして土地の利潤と其の高を等しうするの傾向あるものとせば、小作料の高は土地の利潤の増減に應じて増減を來すべき筈である。「運河道路の開設、地方の人口及び安易の増進は常に小作料の價格を高める。農業の完全となる

に従つて小作料は高められる。蓋し土地を一層よく利用する方法を知れる者は土地の賃借料を一層高く支拂はむことを承諾するからである。之に反して、土地の利潤が小作料の支拂に充分ならざる場合には、小作人は小作料の爲めに自己の産業及び資本に對する利潤中の一部を犠牲に供せざるを得なくなるから、資本及び産業の使用方法を變更せむと企てる。従つて賃貸が満期に達せざる以前に於ては地主は殆んど常に割引を行はざるを得なくなる。果して然りとせば、地主は小作人よりも一層多く土地改良に利害關係を有するものと云はなければならぬ。此の故に、⁽⁵⁾は、小作料を收受し遊惰な生活に耽つて毫も一般の産業の資源に貢獻する所なき地主、毫も技術の改良を計らむとはせざる地主、灌溉・運河・橋梁・製造業等を發起せず賛成せざる地主を目して、自己の眞の利益を解せざるものなりとし、其の愚を嘲つて居る。⁽⁶⁾而して他方、土地改良の最も多く行はれ得る場合如何を考察して居るのであつて、收穫物を地主と小作人との間に折半する所謂歩分小作(Metayage)の制度の下に於ては、土地改良の爲めに出資する者は之より生ずる利益の半を無爲の相手方に無條件で與へざるべからざるが故に土地改良は行はれ惡

い、定額の小作料を契約する普通の小作の制度の下に於ても、小作人は投入資本の利子を收受し得ること小作契約期間のみに限られるから、小作契約の長期に互る場合の外は改良が行はれ惡い、假令小作契約が長期に互ることも地主の變更ありたる場合に既存の小作契約の解除を認める法律又は慣習ある場合には土地改良は行はれ惡い、然るに、自作の場合には、地主は土地改良の爲めの支出の果實を失ふの虞は小作人よりも更に少なく、此の支出額は土地賣却の際には地價の騰貴によつて充分に賠償せられるから、此の場合に土地改良が最も行はれ易い、と云つて居るのである。⁽⁶⁾

(5) Traité, loc. cit. (p. 365.)

(6) Ibid. (p. 366.)

(7) Ibid. (p. 367-70.)